

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年11月7日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	金子 武志	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	岡部 絵理子	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	野上 幸久	（千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官	児嶋 隆司	（千葉地方検察庁検事）
検察官	玉木 一巖	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	内藤 太郎	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	飯田 晃久	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1番	男
補充裁判員経験者	2番	女
裁判員経験者	3番	女
裁判員経験者	4番	男
裁判員経験者	5番	女
裁判員経験者	6番	男
裁判員経験者	7番	男
裁判員経験者	8番	女

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それではただ今から、裁判員及び補充裁判員を経験された方々との意見交換をさせていただきますようお願いしております。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、千葉地裁の刑事第2部で、裁判長をしております金子と申します。本日は司会を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私自身は、裁判官になって丸30年で、そのうちの最近の4年半を、千葉地裁で裁判員裁判を担当しております。件数でいくとおよそ70件近い事件を担当しておりますので、計算上は560名ぐらいの裁判員及び補充裁判員の方々と、一緒にお仕事をさせていただいたということになります。

事件がたくさんあるのですが、毎回毎回事前に準備をして、なるべく分かりやすい審理や評議を目指しておりますが、なかなかそう毎回毎回うまくいくわけではありません。

また、裁判が終わると必ず検察官、弁護士、裁判官が一緒になって意見交換会をやったりしておりますが、そこでさらによりよい裁判を目指して日々歩んでいるのですが、何と言っても、やはり実際に経験された方々から、率直な御意見とか御感想をお聞きするのが一番重要ではないかと思っております。

それを踏まえまして、さらに検察官、弁護士、裁判官それぞれの立場で工夫を重ねていくということが当然必要だと感じておりますので、本日は是非よろしくお願いいたします。

そういうことですので、本日は、日ごろ裁判員裁判を担当しております検察官、弁護士、裁判官に来ていただいておりますので、私が簡単にお名前だけ御紹介いたします。まず検察庁から、児嶋検事、玉木検事です。弁護士会からは内藤弁護士、それと飯田弁護士に来ていただいております。裁判所からは、私と一緒に合議をしております岡部裁判官と野上裁判官が参加しております。

それでは、皆さんから自己紹介をしていただくとともに、もし今日の会で、何かこのポイントをお聞きしたいといったようなところがあれば、簡単に御紹介をいただければと思います。

検察官からよろしく願いいたします。

【児嶋検察官】

千葉地方検察庁の検事をしております児嶋隆司と申します。

私は、来年の春で検事になって丸20年になりますけれども、昨年4月からこちらの千葉地方検察庁に勤務しております。

裁判員経験者の方はお分かりかと思えますけれども、検察庁は基本的に1件の裁判員裁判については2人でペアを組んで立ち会っているんですけども、主任となったものやその補助も含めまして、大体千葉で25件、30件弱ぐらいの裁判に立ち会っている計算になると思います。

自分たちとしてはこれが一番いい方法だという思い込みの下に公判立会をしているんですけども、実際の裁判員の方から御覧になったら、これは分かりづらいついか、検察官は何を言っているんだよとか、もっと分かりやすい方法があるんじゃないとか、思われることは多々あるでしょうということも自覚はしておりますので、その辺について、本日は御忌憚のない御意見を伺いたいと思います。よろしく願いします。

【玉木検察官】

検察官の玉木と言います。よろしく願いいたします。私は検事になって今年で5年目でして、今年の4月から千葉地方検察庁に勤務をしております。私は5年目で若手ということもありまして、9月までは裁判員ではなくて、裁判官1人でやる刑事の単独事件を担当しております。まだ千葉地検に来てからは裁判員裁判は担当しておりません。

今後、私も千葉地検で裁判員裁判を担当することになりますので、今日は今、児嶋のほうからも話がありましたけれども、裁判員を経験された皆さま方から見て、

例えば検察官がもっとこういうところを聞いてほしかったであるとか、こういうふうに話してくれれば分かりやすかったというようなところをお聞かせいただければ、今後の裁判員裁判にその点を反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【内藤弁護士】

私、弁護士の内藤太郎と申します。

弁護士になりまして今年で11年目になります。当初から刑事事件については比較的多く取り扱わせていただいております。裁判員裁判の経験としては、20件から30件程度担当させていただいております。

本日のテーマは、審理及び評議の分かりやすさについてということですが、評議については弁護人は立ち会ったりすることはできないのですが、審理の分かりやすさというのが、法曹が思っている分かりやすさと、裁判員の皆様が思っているらっしゃる、描いていらっしゃる分かりやすさと、私が経験しているものと齟齬があるのかなというところもございまして、そこをやはり埋めていかないと、充実した審理というのができないのではないかと感じておまして、本日この意見交換会は大変貴重な機会だと思っております。本日の結果を踏まえて、今後の裁判員裁判を担当させていただきたいと思っております。今日はよろしくお願いいたします。

【飯田弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の飯田晃久と申します。

私は弁護士登録をして、丸7年となります。これまでに裁判員裁判は、少なくとも10件以上は担当してまいりました。

今日は、率直な意見交換をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

【岡部裁判官】

裁判官の岡部絵理子と申します。私は裁判官になりまして丸12年ぐらいになります。千葉には去年4月に参りまして、約20件ぐらいの裁判員裁判を担当させて

いただきました。

毎回裁判員の方と評議の時に、今のは分かりやすかったですかね、これは分かりにくかったですかね、という感想はその場ではお聞きしてはいるんですけども、しばらく時間がたってまた振り返って、皆さんがどういうふうに感想を抱いていらっしゃるのかとか、そういったところを今日お聞かせいただいて、今後の審理や評議に活かしていきたいと思いますので、いろいろな御意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【野上裁判官】

裁判官の野上と申します。

私は裁判官になって今年で3年目ということで、御存じの方もおられるかと思いますが、裁判官は5年以上たたないと1人で判決を出せないということで、今は金子裁判長と岡部裁判官とチームとなって裁判官を務めております。

本日は大きなテーマとして、「審理及び評議の分かりやすさ」ということを挙げておりますが、我々法曹三者は法廷での証拠調べ、これを皆さんに1回見て聞いてもらって、その場で自分なりの考えを持ってもらえるような、そういった審理を目指しております。

ですが、皆さんが担当した事件を見てみますと、被告人の精神状態が問題になったり、あるいはある事実の存否について被告人と目撃者や被害者とで言い分が異なる、そういった事件を担当された方もいらっしゃるかと思います。そういった複雑な事件を、やはり1回見たり聞いたりするだけでは、何のことか分からないというふうに感じられている方もいらっしゃるのかなと思います。

あるいは量刑だけが問題になっても、皆さんが普段かかわるような場ではございませんので、やはりちょっと分かりにくいなど、そういった感想を持たれた方もいらっしゃるかもしれません。そういった感想を持たれた方は、本日こういう貴重な場ですので、忌憚のない意見を言っていただければなと思っております。

あるいは逆に、これは非常に分かりやすかった、そういった意見もございました

ら、大変参考になると思いますので、どうぞお聞かせ願えればと思っております。
本日はよろしく申し上げます。

【司会者】

それでは、ここからいよいよ意見交換の本題のほうに移らせていただきます。

別紙第2記載の話題事項についてということで、こちらの順番に基づいて皆さんから御意見を伺いたいと思っております。

最初に、別紙第2の1記載のとおり、裁判員や補充裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせください。後々詳しい内容はお話させていただきますので、特に印象に残っている点とか、もしくは裁判員を務められた後の周囲の方々の反応とか、そういったものを含めて何かお聞かせいただければと思っております。

それではまず、1番の方から御感想を、一言お聞かせいただけますでしょうか。

【1番】

私が担当したのは、量刑が問題となった事件だったのですが、再犯だとか、いろいろなことを加味した事件でありました。本当に身近で、こんなところでという場所的な問題であるとか、いろいろなことでびっくりすることが多々ありました。

やはり新聞紙上であるとかそういうところで見ている以上の何倍も裁判所の方々の御苦勞が身にしみて分かって、いい勉強になったと思いました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

2番の方、一言御感想をお願いできますでしょうか。

【2番】

被告人と被害者の言い分が違ったので、裁判官の方が一つ一つ取り上げて、どっちの言い分が真実か、そういうようなことを一生懸命みんなで考えました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

続いて3番の方、感想のほうをお聞かせいただけますでしょうか。

【3番】

裁判員になって、こういう判断でいいのかなという疑問がありました。他の裁判員の人たちと意見交換をして、最後に一つの結論を出せたことに納得ができました。

だから、裁判員裁判をやっていい経験をしたなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。恐らくチームみんなで話し合っただけでまとめる過程とか、そのあたりを御経験いただいたのだと思います。

続きまして4番の方、御感想をお願いできますでしょうか。

【4番】

人が人を裁くということの難しさや苦しさをしみじみ実感させられた1週間でした。貴重な経験をありがとうございました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

続きまして5番の方、御感想をお願いいたします。

【5番】

裁判員をやってみて、量刑というのは過去の例を見て、そこからどのあたりが妥当であるのかどうかということを経験して探っていくという決め方をするのだと、大変勉強になった2週間でした。

【司会者】

ありがとうございました。それでは、6番の方をお願いします。

【6番】

私が担当した事件でも、量刑をどうやって決めていいのかというのをみんなで話し合ったのですが、最後に結論を出すことができました。いい経験をさせていただきました。

【司会者】

ありがとうございました。

続いて、7番の方、御感想をお願いできますでしょうか。

【7番】

自分が選ばれるとは思っていなくて、選ばれたところから、もう当日いきなり法廷ということで、怒濤のような1週間でした。

自分は裁判員として一生懸命誠実にはさせていただいたとは思いますが、その職務、職責をきちんと果たすことができたのかなというのは、疑問に思っていて、今もたまに当時のことを思い出したりしています。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、最後に8番の方、御感想をお願いいたします。

【8番】

裁判員裁判を担当していた期間はずっと、家のことをしながらも、その事件のことばかり考えていたなと思いました。

一応罪は認めてらっしゃったんですけれども、すごく軽い気持ちでやったことが結果としては大きなことになってしまった事件だったのですが、被告人がこういう生活でこうせざるを得なかった、こういう考えに至らざるを得なかったというところを考えると、今もすごくかわいそうだなという思いがあります。

【司会者】

ありがとうございました。家に帰ってもいろいろ考えてしまったようで、そこまで負担をかけたほうがいいのかどうか、私たちとしても非常に気になっているところですので、そのあたりの疲労感など含めて、後ほどお聞かせいただければと思っています。

それではこれから、別紙第2の2記載の本題に入っていきたいと思います。

一応御記憶にどれぐらい残っているかというところもありましたので、思い出していただくために冒頭陳述とか、証拠の説明とか、論告・弁論という言葉をちりば

めさせていただきます。これは審理の順番に基づいて話題事項を並べておりますので、その順番にお聞かせいただこうかと思っています。

最初に、まさにスタートラインのところ、事件が始まって最初の冒頭陳述であるとか、事件の内容の理解であるとか争点の理解とか、これが皆さんから見て、これが分かりやすかったとか、結局よくわからないまま証拠調べに入ってしまったとかいろいろあるかと思imasuので、そのあたり、ちょっと御記憶を喚起していただきたいと思っております。

まずは8番の方から、事件の争点とかポイントが、一番最初の裁判が始まった段階で、何が分かりやすかったか、分かりにくかったか、もし御記憶があったらお聞かせいただければと思imasu。

【8番】

争点のポイントで、「一般人による窃盗犯人の逮捕を断念する程度のものであったと認められるか」というこの言葉の中で、その一般人は誰を指すのかというのが分からなくて、引っかかってしまいました。

【司会者】

ありがとうございます。そうしますと、最初のいわゆる冒頭陳述と言われているところで、それが問題なんだということは皆さんの頭には入ったんだけど、実際それがどういう意味で、どうやって判断したらいいのというのは、さすがに最初からは分からないといったようなことなんでしょうかね。

逆にいうと、そこをもっと最初の冒頭陳述の段階からかみ砕いて説明してもらったほうがよかったような感じなのか、そこあたりはいかがでしょうか。

【8番】

私たちは分からないけれども、そこを一番考えなくてはいけないというのは終始一貫していたので、それはよかったと思imasu。

【司会者】

ありがとうございました。順番に順番に分かっていくという、そんな感じの流れ

なんでしょうかね。

続いて7番の方，冒頭陳述とかの内容などについて何か御記憶があればお願いいたします。

【7番】

裁判の進め方について言えば，最初検察側と弁護側とそれぞれから，事件の概要を書いたチャート図が示されたので，こういった手順で検察側はこういう証明をします，弁護側はこういう証明をしますということを事前に示されていて，そのとおりに証拠調べも進んでいったので，私のような法律の分からない者に対してなかなかよく工夫されているなと感じました。

事件の中身については，証人で出てくる人が全て証言があやふやで，真実がどこにあるのか分からなかったです。

テレビとか見ていますと，真実はこれだというのが示されるというところが頭の隅にあったんですが，現実とは全然違って，示されたものの中から真実らしいものを抽出して，それに基づいて判断を下すということでしたから，そこがすごくギャップがあって，衝撃というか，こんな中で決めているのかという感じをすごく持ちました。ただそれぞれに非常に御苦労されているというのはよく分かりましたから，何とか自分でその辺をつかみ取ろうというようなことで臨みました。

先ほど家に帰ってからということがありましたけれども，私も家に帰っても一日中その件は頭の隅に必ず残っていて，今も当時のことを思い出します。だから，貴重な経験ではあったのですが，是非あなたもやってみたら，とはとても言えないです。やらないで済むならやらないほうがいい，というのが私の意見です。

【司会者】

ありがとうございました。証拠調べの内容などについては，また後ほどお聞かせいただきたいと思いますが，先ほどお話に出た概要のチャート図というのは，いわゆる冒頭陳述と言われる場面で一枚紙みたいなものをもらって，それを見ながら聞いていて分かりやすかったみたいのところですかね。

そこで双方の言い分の違いというか、ここが分かれ目なんだとか、そのあたりもお分かりいただいた感じでしょうか。

【7番】

チャート図の中に、最初から検察側の主張している部分と弁護側の主張している部分の相違している部分というのが明らかに示されていたので、ずっとそこが量刑を決めるところにおいても重要な意味を持っていましたから、そこに注意して、出てきた証人の話も聞いたので、そこは良かったなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。それでは続いて6番の方、争点のポイントの理解が、最初どうだったのかをお聞かせいただければと思います。

【6番】

まず裁判所に来るのが初めてだったので、1日目は、聞き逃しちゃいけないと思ってメモを取るのに一生懸命で、内容よりももうメモを取るほうが多くなって、どっちがどうのというのがまだ全くわからない状態でした。その辺の説明が一番最初にあってくれたらよかったのかな、という思いはありました。もうちょっと始まる前に、いろいろな情報をもっと入れておいてもらったほうが分かりやすかったかなと思います。

【司会者】

そうしますと、1日目は結局すぐ証拠調べとかに入っていて、とにかくメモを取るのが必死みたいな感じなんではないでしょうかね。

【6番】

そうですね。

【司会者】

そうすると、やはり実際の証拠調べに入る前にもう少し落ち着いてゆっくりと考える時間があるって、何か説明があったほうが分かりやすかったということですか。

【6番】

分かりやすかったかなとは思います。

【司会者】

逆に言うと、最初の冒頭陳述と言われているものだけだとなかなか頭の整理までできない感じで、証拠調べに入ってしまったというところでしょうか。

【6番】

はい。

【司会者】

ありがとうございました。それでは、5番の方お願いいたします。

【5番】

私は逆にメモは全然取らないで、しゃべる人をよく見て話を聞くようにしていたので、検察官の方の話がすごく分かりやすいなと思いました。

【司会者】

そうしますと、今の場面というのは事件の一番最初の冒頭陳述と言われるところで検察官の人が説明されている内容を、目を見ながらじっくりお聞きいただいたので分かりやすかったということでしょうかね。

いろいろなチャート図とか図面の工夫などもありますけれども、何よりもやはりちゃんと語りかけてもらうのが分かりやすいというところでしょうかね。

【5番】

はい。

【司会者】

続いて3番の方、最初のスタートラインの段階で、どれぐらい争点が分かりやすかったかについてお聞かせいただきたいと思います。

【3番】

検察側が説明していることを、私もほとんどメモしながら聞いているという状態だったので、こういう事件ですよという意味は分かるんですけども、検察側が早口ということもあって聞き取りづらかったというのが第一印象です。

【司会者】

恐らく私たちとしましても、冒頭陳述の場面だと、一枚紙の分かりやすい紙もお配りしつつ、それより詳しい内容をお話ししますので、確かにメモをお取りいただく場面というのが必要な部分もあるのかなという気がします。ただ、そこは確かにメモを取るのと理解をするのとのバランスを、こちらも意識したほうがいいのかもしれません。

では、続きまして2番の方、何か御感想があればお願いいたします。

【2番】

私たち素人は、犯罪行為を行ったことに変わらないからどのように行ったかという事は余り問題じゃないのではという話をしたのですけれども、結局はそうではなくて、一つ一つ事実を調べてという経緯がありました。

【司会者】

そうすると、何が争いなのかはわかるのだけれども、何でこんな細かい違いというか、それにどれぐらい意味があるのかといったところは、素朴なところで疑問がなくなかったみたいな感じでしょうか。

【2番】

そうですね。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、ここままで大体事実争いのある事件の方々からお話をいただきましたので、この後量刑だけが問題となった事件の1番の方と4番の方から御感想をお聞きしたいと思います。

では1番の方から、量刑が争点ということで、その中で具体的に何が問題なのか、最初の段階からお分かりいただけたかどうか、といったところをお願いいたします。

【1番】

私が担当した事件は、被告人が出所してすぐに今回の事件を起こしたということで、私はそこで初めて「再犯」という言葉を聞いて、裁判官の方に、再犯というのはかくかくしかじかで、通常は何年ぐらいですが、再犯の場合はこれだけ長い罪になる可能性があると言明していただきました。量刑を考える上で、その事件だけじゃなくて、再犯という事情が次の刑の重さに響くんだなというのが、非常に勉強になりました。

【司会者】

そうしますと、今お話しいただいたような再犯の事件については、量刑にそれも影響しますということは最初の段階から説明があって証拠調べに入ったようなかたちですか。

【1番】

そうですね。

【司会者】

続いて4番の方から、これも同じく量刑のポイントといったようなものが、最初の段階で御理解いただけたかどうか。

【4番】

加害者、被害者の事実関係が、弁護側も検察側も一致していたので、その点は全く問題なく理解できました。ただ、検事さんの論告求刑と判決のギャップがありすぎたというのは、いまだにわだかまりが消えないというのが事実です。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは次に、別紙第2の(1)②記載の証拠の説明についてお伺いしたいと思います。要するに証拠をモニターで見たりとか、図面を見たりとか、あとは朗読されたりといった部分で、そういった読み上げとか図面の使い方がどうだったのかなということですが、7番の方、そのあたりはいかがでしたでしょうか。

【7番】

私の事件では、最終的に死に至った原因が、被告人とは別にもう一人いるのだというのが、弁護人側の主張なんですね。検察官側は被告人が直接的な行為をして、それによって死に至ったんだという、そこがずっと争点になっていたわけで、どうやって真実を知るかというのは、お医者さんの検視結果にかかっていたので、法廷でも検察側がその報告書を朗読しましたし、裁判官の方に事件記録の中から見せていただいたりして、それを読んだりしました。

用語はお医者さんの用語なのでなかなか難しい部分はありませんでしたが、中身としてはおっしゃっている内容もよく分かりました。

結局、弁護人側の主張と検察官側の主張とどっちが正しいんだというのを見極める最終的な証拠としては、そのお医者さんの報告書によるところになりましたから、その部分をどういうふうに読んでいくかというのは、裁判官の方からも、説明がありました。

それと、証拠の説明というところで、見たくないなと思った写真が出てきましたが、刺激にならないような配慮もされていまして、裁判官の方から、法廷である程度映した後は、モニターを消してくださいということで御指導がありまして、その辺は良かったかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。2点ほどお聞きしたいのですが、1点目は、お医者さんの意見というか検視の関係ということですが、例えばお医者さんから直接話を聞きたかったとか、そんな素朴な感想まではなかったでしょうか。そこはいかがでしょうか。

【7番】

確かに直接聞いてみたいなというところはありませんでした。結局折れたろっ骨が肺に刺さってそれが死因になったということなんですけれども、その前後の話というのは幾つか聞きたいなと思った点があったのは事実です。

【司会者】

もう一点が、やはり写真ですかね。死体の写真を気にされたようですが、その配慮・工夫というのは具体的にはどんなかたちでされていたイメージでしょうか。

【7番】

まず、顔の部分が隠されていたということと、被害者の方の全身が映っているわけですが、それがある程度引いたようなかたちで、だから誰かが寝ているような感じの写真になっていたということですかね。

ただ、やはりかなりストレスになったのは事実です。

【司会者】

ありがとうございました。

では続いて、6番の方、何か御感想なり、御意見があればお願いいたします。

【6番】

うちの事件は案件が多すぎて、主要な事件だけ取り上げて、それに対しての量刑みたいなのを決めた感じだったので、残りの事件は、簡単に説明されただけな感じだったので、そこはどうかとちょっと思いました。

【司会者】

そうすると、証拠調べの場面というか、検察官が証拠の内容を説明する場面では、例えば事件の起こった順番にどんどんと証拠が説明されたりということで、恐らく一件一件説明があったと思いますが、たくさんあると一件一件しっかり理解するのが難しかったということでしょうか。

【6番】

難しかったですね。

【司会者】

わかりました。

続いて、3番の方、お医者さんのお話を聞いていただいているいろいろな判断していると思いますので、書類であるとか図面であるとかの説明があったと思いますので、そのお医者さんの話が、結果的に分かりやすいようなかたちで頭に入ることができ

たかどうか、何か印象に残ったことがあれば教えてください。

【3番】

お医者さんの意見を聞く前には、この人はこうしたんだからとか、やって当たり前じゃないでしょうけども、人間はカッとなってやるときもあるので、とっさにまたやったのかなと思ったのですが、お医者さんの意見を聞いたら、考えるところもあって、難しかったです。

【司会者】

やはりこの事件だとお医者さんの話であるとか、その後の判断のほうがすごく印象に残っていて、なかなか細かい証拠の中身とか、そこまで記憶に残りづらいかもしれません。

それでは、検察官や弁護士の方から、これまでの話について何か御質問があればお聞きしたいと思います。

まず検察官の方からいかがでしょうか。

【児嶋検察官】

検察官の児嶋です。先ほど6番の方がおっしゃった事件は、結局事実関係に争いがある部分の3つの事件のみになっていて、他の事件については事実関係が争いがなかったというところで、全部同じ力を割くことになるので、それはそれで、裁判員の方の審理期間が非常に延びてしまうというようなところがあったものですから、できるだけ最小限に御説明できないかなというところがありました。

たしか、こういう発生順で事件が起きて、主な被害がこんなものですよみたいな一覧表を配らせていただきました。

我々としても、実は個々の事件を見れば、他の大きい事件に比べれば罪名としては軽いとはいっても、非常にかげがえのないものを奪われてしまって、被害者の方の無念というのは、少しでもやはり裁判に反映していただくべきなんじゃないかというところから、主な被害としてはこんなものがありました、みたいなところを入れさせていただきます。

確か先ほど6番の方がおっしゃったのは、証拠調べというところで軽く扱われていたという御趣旨でおっしゃったのか、それとも証拠調べでは一応こういうような被害に遭ったことは分かったけれども、いざ量刑の審理になったときには、主要な事件ばかりに目が行って、他の事件については、もう大して余り量刑に影響しないみたいな扱いになっていたことについておっしゃっていたのか、その辺はどちらでしょうか。

【6番】

量刑ですね。

【児嶋検察官】

そうしましたら、検察官の説明のボリュームとしては、あれぐらいでもいいんじゃないかというようなところはありますか。

【6番】

ありますね。

【児嶋検察官】

あと1点お聞きしたいのですが、事件で使われた凶器を、法廷で実際に、検察官が実演してお見せしたかと思います。例えば凶器であるナイフとかについては、ケースに入れて御覧いただきますということでお手元に回すことはよくあるのですが、ただ物を御覧いただいて持っていていただくだけにするか、それとも実際に試してみるかというのは、我々の中でもどうしようかみたいなのはあったのですが、いかがでしょうか。

【6番】

普通一般に生活して見ることはないので、試してもらった方が、いいと思います。

【児嶋検察官】

ありがとうございます。

【玉木検察官】

8番の方にお伺いしたいのですが、先ほど、一般人であればというのでどういう一般人なのかというのが分からなかったというお話があったかと思うんですけども、一般人というのはこういう人を指すんだよということが、どの段階で御理解いただけたのか、もしくは分からないまま判決まで行ってしまったのかという点と、もし一番最初の検察官の冒頭陳述の段階で、もう少しかみ砕いて御説明をしていれば、その事実の着目の仕方とかも、やっぱり変わってきたんじゃないかなというふうにお考えなのか、そこら辺はどうですか。

【8番】

私の感想としては、最初に聞いたときは本当によく分からなかったんですけど、写真や図面などを見て、どういう経過で犯行がなされたかということが見えてきたときに、最初に考えていたのと全く考えが変わってしまったので、最初のところでそういうふうに、一般人はこうですよと言われたいほうが結果としては良かったと思いました。結局、その反撃した瞬間に被害者の方が脅威に感じた、一般人としてはというところに、審理の重きが置かれたように思います。

【司会者】

それでは、次に別紙第2の2(1)③記載のとおり、証人とか被告人の話をお聞きいただく場面があったと思いますので、その質問の内容とか質問の仕方、あとそれが最終的にその評議とかの場面で、結局ちょっと足りなかったという話になったのか、もしかしたらちょっと無駄だったという話になったのかいろいろあると思います。

証人の方のお話を聞かれた事件では証言中心ということで、量刑のみが争点となった事件などでは恐らく被告人質問が中心になると思いますが、被告人の話というようなことで、絞っていただいて結構ですので、簡単に話を聞いた結果分かりやすかったのか、それがどれぐらい重要だったのか、ちょっと無駄だったのかとか、そのあたりを含めて何か感想があればお願いします。

【8番】

被害者である証人の方の話を聞いた印象は、やはり実際は感情とかが入っていますし、人間の記憶というのは正しいとは限らないので、時間がたつにつれて変わっていくこともあると思うし、書面を見た中では、すごくりりしい人が、皆さんの前に出て話すと、すごくもじもじして言いたいことも言えなかったりとかいうのも見てしまったので、やはり御本人を見るということは大事だなと感じました。

被告人に対してもそうです。実際に聞いた話より、ちょっと話してくださった生活について、ええっと思うような倫理観だったので、そこが一番新鮮というとおかしいのですが、そういう考え方の人もいるんだと思いました。

【司会者】

やはり何より人の話を聞くのが、逆に言えば分かりやすかったということだと思います。

続いて7番の方お願いできますでしょうか。

【7番】

証人が何人か出てきたわけですが、誰一人としてきちんとした証人がいなかったのですね。つまり、それぞれの証言が本当にあやふやで、事件が午前中起こったのか、午後起こったのかすらはっきり分からない。

弁護人の方で呼んだ御高齢の証人もいたのですが、弁護人が質問を途中でやめてしまったような状態で、何のために呼んだのか分かりませんでした。だから人数だけそろえればいいというものじゃないと、証人調べ自体が、余り役に立ったという印象はなかったです。

【司会者】

ありがとうございました。それだけなかなか難しい事件だったということだと思います。

続いて5番の方、6番の方何か御感想があればお願いします。

【6番】

この件に関しては、被害者の方が何人かいらっしゃって、それぞれ意見を述べて

いらっしゃったんですけど、犯人を憎む気持ちがひしひしと伝わってきて、やっぱり被害者の方に出てきていただいたほうが、より一層その事件に携わったときに分かりやすかったと思います。

あと被告人が、一場面で涙を流したり、謝罪文みたいなのも多少あったような気がしますので、それも量刑に対して、情の移り変わりというか、関係してくるような感じは受けました。

【5番】

加害者と顔を合わせたくないという被害者の気持ちを尊重して、別な部屋でモニターを使ってみんなで見るという感じで、そういう配慮が非常にされていてよかったなと思います。別の部屋に行かないまでも、衝立で見えないようにということもしてくださったので、非常に被害者の方の気持ちを尊重して、大事にしてくださるんだなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

続いて4番の方いかがですか。被告人の話聞く場面が非常に長かったですでしょうか。

【4番】

事実関係に争いはなかったもので、長くはなかったです。

【司会者】

分かりました。

それでは3番の方が、お医者さん2名のお話を聞いていただいて御理解をいただくという場面があったかと思いますので、そのあたりがよく理解できたのか、もうちょっとこうしてほしかったとか何かあるのか、そのあたりはいかがでしょう。

【3番】

私の事件のお医者さんの説明は、体が弱かったとかそういう言葉自体は分かるのですが、私たち一般人が分からないお医者さん用語が結構出てきたので、私

たちに分かるような説明的なものをしてほしかったなというのが第一印象です。勉強不足もあるのかもしれないんですけども、こういう言葉は何だろうと、うちに帰って辞書を調べるわけにはいかなかったんですけども、ちょっと難しかったです。

【司会者】

私たちとしても、専門用語はなるべく御説明してとか、一覧表をお配りしたりとか工夫もあるんですが、恐らくこの事件は、お医者さん2人の意見自体が違うので、その意見の違いを理解して判断しなきゃいけないという、もう一つ上のレベルなので、難しかったんじゃないかと思いますので、そのあたり、御意見を踏まえてまたさらに工夫をしてみたいと思います。

それでは1番の方、何か話を聞く場面で、分かりやすかった、分かりにくかったという何か印象は残っていますでしょうか。

【1番】

被告人が更生プログラムを、実施してきているにもかかわらず、出てきてまた今度は同種の犯罪を行ったということに対して、検事さんがいろいろそのへんの質問をやっていました。

それともう一つは、親が今度は私のほうで一生懸命仕事させて面倒を見ますという証言も聞いていて、本当に立ち直れるのかな、どうかなというので、それはかなり量刑にも影響はしたと思うんですが、裁判長も言っておった、どこまで証人を信じてあげられるのかなというので、私もその中の1人で、どうも私は疑問が多く残りました。

お互いに弁護人側も検察官側も、被告人の将来やこれからのことを最優先に考えていろいろな質問をしているのだなということで、それが最後には量刑に影響したんだなということがよく分かりました。

【司会者】

そうしますと、やはり量刑のポイントというか、必要な点についてしっかりと質

問してもらって答えが出てきたと、そういう印象でよろしいでしょうか。

【1番】

そうですね。

【司会者】

分かりました。

それでは次に、別紙第2の2(1)④記載のとおり、検察官の論告とか弁護人の弁論の内容が、こんな感じで評議に役立ったという印象の方がいらっしゃれば、是非よかったよという話も聞きたいと思いますので、もし御記憶に残っている方、これは全員というよりは、そういうかたちで感じていらっしゃる方だけで結構ですので、そんな御意見をお持ちの方はぜひ挙手していただいて、お答えいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

【8番】

すごく単純な話なんですけど、検察官の出されたペーパーに書いてあるのは読みやすかったんですけど、辩护人側が出したペーパーの文字が小さくてばーっと書いてあったので、それだけすごく差がありました。こんなに小さくて読めないという感じは回避した方がいいんじゃないかと思いました。

【司会者】

それは私たちも感じる場面がなくはないので、いい御意見だと思います。

それでは、評議に役立った役立たないということだけではなくて、先ほど8番の方がおっしゃられたような単純な分かりやすさといいますか、書面があって、人の言葉でも話がされたと思いますので、そのあたりの分かりやすさ、分かりにくさについて何か御感想というか、御記憶のある方がいらっしゃればお願いします。

ちょっと明確な御記憶まではないような感じでしょうか。

それではここでまた、検察官や弁護士の方から御質問があればということでお聞きしたいと思います。

飯田弁護士から御質問はありますか。

【飯田弁護士】

大丈夫です。

【司会者】

検察官から、特にこのコーナーで御質問はございますか。

【児嶋検察官】

特にございません。

【司会者】

内藤弁護士も、よろしいですか。

【内藤弁護士】

結構です。

【司会者】

分かりました。

時間が余りなくなりましたが、最後に別紙第2の2（2）の記載のとおり、裁判官の説明全般ということで、これは例えば選任手続で皆さんが選ばれた後説明があったり、それから冒頭陳述があった後また裁判官から説明があったりとか、論告・弁論が終わって評議が始まる前に説明があったりとかいろいろな場面があったかと思えます。そのあたりの裁判官からの説明内容について、何か印象に残っている点とか、もう少しこうしてほしかったといったような御要望があればお聞きしたいと思っております。

まず裁判官の説明内容について、特にこんなことを覚えているなということで、御記憶のある方がいらっしゃれば御発言いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

【7番】

私は評議の中で、裁判官の指導が非常によかったなと思っています。証人の証言についても、こんなふうに言っていましたよねみたいな感じで、そうすると別の人が、そうじゃなくてこういう意味じゃないですかというかたちで議論が進んだりと

ということがあったので、裁判官の評議の進め方は、非常によい印象を持ちました。

【司会者】

ありがとうございました。

その他、どんな場面でもいいですが、御記憶に残っている方はいらっしゃいますでしょうか。

【6番】

裁判官がやりとりしている中で、法律上ではこうなんですよ、でも一般ではこういう思いがありますよというギャップをいろいろ教えていただいて、すごくよかったですと思います。法律上の話を結構聞けたので、法律というのは我々は余りわかっていなくて、常識だとか一般論だとかというので話をしているよりも、法律家の解釈の仕方の話をいっぱい聞けたので、随分方向性がいろいろと変わっていったので、すごくよかったです。

【司会者】

ありがとうございました。やっぱり私たちも法律の専門家としての立場と、皆さんの御意見を伺う立場というのをうまく使い分けて、私たちもどうしたら一緒に仕事ができるかというのを目指していますので、そのあたりをうまく御理解いただけただしょうか。

【6番】

そうだと思います。

【司会者】

続いて8番の方、お願いします。

【8番】

とても印象に残ったのは、評議をする前に、AかBかと悩んだときに、最初私はAと言っていたからAのまま突っ走ろうと思わなくて、誰かの意見を聞いたときにBかなと思ったら、すぐそちらのほうに切り替えても大丈夫ですよというふうにおっしゃってくださったので、気が楽になって、いろいろな方の意見を聞いて考えよ

うと思えました。

【司会者】

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。裁判官からの説明内容などについて、もうちょっとこうしてほしかったという意見も、ぜひお聞きできればと思うんですが。

4番の方、お願いいたします。

【4番】

評議の後、執行猶予をつけるかつかないか話がまとまらない場合には多数決で決めるというルールがあると裁判官の御発言があったのですが、最終的にはプロの裁判官が決めることであり、我々素人が、多数決で決めるという問題じゃないと私は思いました。

【司会者】

分かりました。そのあたりは、法律上、最終的な量刑の場面のところは多数決で決めるという特別なルールが裁判員裁判で決められておりますので、そのところは御理解をいただいて、皆さんにはそれなりに納得してお仕事をぜひしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

3番の方、お願いします。

【3番】

初めて裁判員をやって分かったことなんですけど、身柄が拘束されている被告人に、例えば懲役10年という判決が出て、身柄が拘束されていた期間をその刑から差し引くのはなぜですか。

【司会者】

恐らくその裁判の中でも裁判官の方から、裁判を受けるまでに身柄を拘束された期間のうち、最低限必要な期間以外はそういうかたちで差し引いてあげるという説明があったと思いますが、どの時点で知りたかったというのが、もしかしたらあるのかもしれませんが。

一番最初の段階からそういう説明があったほうがよかったのか、恐らくそういう説明は一応刑期を決めてから、ただ一定の期間引くことになっていますので平等に引きますよという説明だったと思いますので、それはそれで、説明の時期としては特に問題がなかったでしょうか。

【3番】

説明ではなくて、例えば、求刑が10年としたら、みんなで話したら5年ぐらいにしましょうかと決まった時点で、その後に、例えば180日身柄が拘束されていたからその分を差し引いて4年と何か月とかとそういうふうになる。最初から身柄が拘束されていた期間について説明されていれば、もうこの人に対してはもうちょっと罪が重くなったのではないかと思いました。

【司会者】

ここは考え方がありますが、どの被告人に対しても一律に同じような基準でそういうふうに引きますので、それをむしろ考慮しないで行為の重さに見合った刑期を決めていただいてから、ただ制度上、どの被告人にも同じように引きますよということで、恐らく皆さんには議論していただいた結果だだと思いますので、そのあたりもうちょっとわかりやすく御説明したほうがよかったのかなと思います。

では、裁判官お二人から質問があれば質問をしていただけますか。

【野上裁判官】

評議の分かりやすさからは少し離れるのですが、先ほど7番の方から御遺体の写真を調べるがあったということで、それなりに配慮されていたということですが、判断する際、別にそういった御遺体の写真だとか、負傷状況の写真などがなくても判断には困らなかったとか、そういった御意見があれば聞かせていただきたいなと思います。

【司会者】

7番の方、どうぞお願いします。

【7番】

おっしゃるとおり、御遺体の写真というのは、私は必要なかったと思います。

あと、部屋の間取りが写った写真に模造刀も入っていたんですね。それは反社会勢力の人がよく飾っているやつで、それについて何でその写真を使ったのか、サブリミナル効果ではないんですが、何か考えさせようとして映したのか、その1枚の写真は全然何の説明もなかったもので、すごく違和感がいまだに残っています。

【司会者】

恐らく説明がなかったということは、当事者もそこに着目はしていなかったんでしょうね。結果的にはなかなか写真とか凶面だと、余計なものが紛れ込んでしまうこともあって、それが逆に皆さんの印象に強く残ってしまうということであれば、そこは私たちも慎重に準備しなきゃいけないなというような感想をいただきました。ありがとうございました。

では、最後皆さんに別紙第2の3記載のとおり、これまでの話とは離れていただいて、家でも考えしまったというお話がありました。負担感一般とか、それから、もしこれから裁判員になる方に伝えたいこととか、何かお伝えいただければと思いますので、負担感でも充実感でもどちらの面からでも結構です。最後一言ずつ皆さんからお話を伺って、意見交換会を終了ということにしたいと思っております。

それでは、1番の方から、一言ずつお願いいたします。

【1番】

私の職場は約300人ぐらいいるのですけれども、裁判員裁判が始まって以来私が第1号で、全く今までそういうことがないということで、上司にも、大変興味を持っていただいています。こういう流れでこうやるんですよ程度まで話をしながら、でもやってみてどうだったと言うから、非常に社会勉強にもなったし、裁判所は縁のないところだったものですから、そういった意味でも勉強になるから、こういうのが万が一来たらどんどん推奨してやったほうがいいのではないかと上司には言いました。本当にいい経験をさせていただいたという思いです。

【2番】

選ばれたときにはやりたくないなというのが正直な感想で、職場の上司に相談したら、やりたければやりなさいと、ちょっと変ですけど、どうぞやっていいですよということを言っていただいたのでやることにしたら、くじで選ばれて裁判員になりました。やってよかったと思いました。

【3番】

私の娘が裁判員の抽選で外れて一安心したところで、今度は私に通知が来て当たってしまい、裁判員をやることになりました。

一度経験してみればいいかなと思って、やってみましたが、裁判員裁判をやった人がまわりにいなかったの、いい経験でとてもよかったと思います。

【4番】

時間はともかく、裁判員としての負担感は想像以上でした。ただやはり、この制度の趣旨を十分に理解して、これからなる方には是非参加していただきたいと思います。

これは二度とないことなので、個人の感想はともかく、やはりこれをいかに地域、周りの人たちにフィードバックするか、これが私どもに与えられた使命の1つじゃないかなという思いがあります。どうもありがとうございました。

【5番】

社会勉強になると思って、やる気満々で来まして、抽選で当たってやってみました。法律のこともいろいろ裁判官の方々に教えていただいて、大変勉強になりました。もし今度周りで選ばれそうなんだけどどうしようという人がいたら、是非やりなさいと、勉強になるからと言おうと思っております。お世話になりました。ありがとうございました。

【6番】

最初に手紙が来て、まわりの人にやったことがあるかと聞いたら誰もいなかったんです。噂では大変だよ、面倒くさいよ、あんなのやるもんじゃないよというのがありましたので、そのときにまさか当たるわけないなと思ったら選出されまして、

うわっと思ったのが一番の感想ですね。

ただ、やり始めたら、これは面白いと思って、いろいろな法律、今までかかわってきたことないことがいっぱい情報として入ってきたり、裁判だとか弁護士だとか、検察だとかという、テレビでしか見たことがない場面を経験させてもらって、これはいいものだな、みんなこういうことをやっているのだと思って、それからみんなに勧めるようにしています。逆に選出方法が間違えているんじゃないかと、やりたい人にもっとやらせたほうがいいんじゃないかと、ちょっと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

ただ、やりたい人だけがやるという制度ではまずいので、国民の誰もがやはりやっていただくという制度ですので、よろしく願いいたします。

では7番の方、お願いいたします。

【7番】

この裁判員が負担になったかと言われれば、非常に負担になりました。裁判の審理の進め方は裁判長のほうから説明があったんですけども、当裁判所では短期間に詰めてやる方法でやっていますというようなことで、月曜日から金曜日までの5日間のうち、水曜日が休みで月・火・木・金と4日間裁判所に来ることになって、その間会社を休まないといけないと。すると仕事が全く進まないということで、土曜日に会社に行って仕事を片付けてということでやりました。

だから、私としては、週に2日会社に行ける日があったほうが助かったなという感じはしています。ただ、だらだら何週間も裁判所に来るのも問題なのかなという気もしますが、負担になったという点では明らかに負担になりました。

会社としては、裁判員制度ができたときに、それは有給ではなくて特別休暇として設定するというので、もう人事の制度も変えてありましたから、会社の理解というのはもちろんあるわけですが、個人的にはそういう印象です。かなりの負担だというふうに思います。

ストレスもあるかと言われれば確かにあったし、最後はストレスのメンタルヘルスケアに関する用紙が配られましたが、やはりそういうこともあるのかなと思います。今回取り上げられなかったのですが、声かけの問題、暴力団の事件です。私の裁判が終わった3、4日ぐらい後に逮捕されたと新聞に載って、それがこの裁判員にどういうふうに生かされているのか。

今回のテーマにその点があるのかと思っていたんですが、一切触れられることもなくて、私なども1階で傍聴人がたむろしていて、その人たちが怖いという意見があって、そちらの解散を確認してから裁判員も解散しましょうということで、終わった後3、40分時間を潰したりということがありましたので、その点は裁判員制度を考えていく上で、どういうふうに考えていращやるのかというのは、私はこの会で聞けるのかなと期待もしていたのですが、それも併せて申し上げておきたいと思います。

【司会者】

貴重な御意見ありがとうございました。新聞などでも報道されましたけれども、裁判所全体を通じて、例えば皆さんを送迎するとかいったことも含めて、どんな方法がいいのかということで、今、検討して実施しているところでございますので、さらに御安心して裁判をしていただけるような体制を整えていきたいと思っております。

では最後、8番の方お願いいたします。

【8番】

私は経験させていただいて、すごく勉強になってよかったですと思います。いろいろ家事をしている間もその方のことを考えたりしたんですが、裁判している間だけじゃなくて、やはりそういうことに至ったその人の生活とか、出所した後どうするのだろうということも、社会の人たちみんなが考えないといけないことだなというのは、再犯の方だったので強く感じました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、ほぼ予定通りの時間になりましたので、本当は皆さんがどんどんお話しただけのもっと聞きたいところですが、時間があつてのことですので、本日の意見交換会としては、以上で終了とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 まず、裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 次に、今回の意見交換会では、「審理及び評議の分かりやすさ」についてのご意見をお聞かせいただくことが予定されております。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。
 - (1) 検察官や弁護人の活動は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
 - ① 冒頭陳述（審理の最初に検察官と弁護人が行った説明）で、事案の内容や争点、証拠調べのポイントがよく理解できましたか。
 - ② 証拠の説明（モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読等）は、どのような点が印象に残っていますか。
 - ③ 証人、被告人に対する質問は的確に行われていましたか。質問事項書等の配付された書面は、供述内容の理解に役立ちましたか。
 - ④ 論告・求刑、弁論（審理の最後に検察官と弁護人が述べた意見）は、評議で意見を述べる際に、どのように役立ちましたか。
 - (2) 裁判官の説明は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
 - ① 裁判手続や法律用語、争点や量刑の決め方等に関する説明内容は分かりやすかったですか。それらの説明の時期は適切でしたか。それらの説明が、証拠の内容を理解したり、評議で意見を述べたりする際にどのように役立ちましたか。
 - ② 評議の進め方について印象に残っているのはどのような点ですか。
- 3 最後に、裁判員としての負担感（仕事や家事との調整等も含めて）にも触れながら、これから裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせ下さい。